

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)様式土3-1①(新旧対照表)

[総括監督員]

考査項目	細別	[評価対象項目]	
		改正後	改正前
1. 施工体制	I. 施工体制一般	○□3) (削除) 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。	○□3) 【平成26年度以前契約の工事に適用】 <u>施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。(下請契約総額3,000万円以上)</u> 【平成27年4月1日以降契約の工事に適用】 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。
		○□4) (削除) 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている。	○□4) 【平成27年4月1日以降調達公告の工事に適用】 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている。

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)様式土3-2①(新旧対照表)

[総括監督員]

考査項目	細別	[評価対象項目]	
		改正後	改正前
1. 施工体制	I. 施工体制一般	○□3) (削除) 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。	○□3) 【平成26年度以前契約の工事に適用】 <u>施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。(下請契約総額3,000万円以上)</u> 【平成27年4月1日以降契約の工事に適用】 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。
		○□4) (削除) 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている。	○□4) 【平成27年4月1日以降調達公告の工事に適用】 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている。
2. 施工状況	I. 施工管理	□8) 品質確保のための対策など施工に関する 特段 の工夫がみられる。	□8) 品質確保のための対策など施工に関する工夫がみられる。